

基幹型臨床研修病院の 指定基準等について

平成21年臨床研修制度の見直しの概要

(平成22年度の研修から適用)

1 見直しの趣旨

臨床研修制度の基本理念の下で臨床研修の質の向上を図るとともに医師不足への対応を行う。

※基本理念…医師としての人格のかん養と基本的な診療能力の修得

2 見直しの内容

(1)研修プログラムの弾力化

- ・必修の診療科は内科、救急、地域医療とする。 ※従来は、内科、外科など7診療科が必修。
- ・外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科は選択必修科目とする(2科目を選択して研修を行う)。
- ・一定規模以上の病院には、産科・小児科の研修プログラムを義務付ける。

(2)基幹型臨床研修病院の指定基準の強化

- ・新規入院患者数、救急医療の提供などについて、基準を強化する。
- ・新基準を満たさなくなる病院は、研修医の受入実績等を考慮し指定の取り消しを行うか否かを定める。

(3)研修医の募集定員の見直し

- ・都道府県別に募集定員の上限を設定する。
- ・病院の募集定員は、研修医の受入実績や医師派遣等の実績を踏まえ設定する。
- ・募集定員が大幅に削減されないように、前年度採用内定者数(マッチ者数)を勘案して激変緩和措置を行う。

現在の基幹型臨床研修病院の指定基準①

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第6条の概要

1. 臨床研修の基本理念に則った研修プログラムを有すること
2. 医療法施行規則に規定する員数の医師を有していること
3. 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること
4. 救急医療を提供していること
5. 臨床研修を行うために必要な症例があること※1
6. 臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること
7. 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有すること
8. 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること
9. 医療に関する安全管理のための体制を確保していること

※1 年間入院患者数3000人以上。ただし、平成21年度の制度見直し以前から指定を受けている施設については、これを満たさなくても、個別の訪問調査により指定が継続される場合もある。

現在の基幹型臨床研修病院の指定基準②

10. 研修管理委員会を設置していること
11. プログラム責任者を適切に配置していること
12. 適切な指導体制を有していること※2
13. 研修医の募集定員が研修医の適正配置の観点から適切であること
14. 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること※3
15. 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること
16. 研修医に対する適切な処遇を確保していること
17. 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること※4

※2 内科、外科、小児科、産婦人科、精神科に指導医が配置されていること。また研修医5人に対して、指導医が1人以上配置されていること。

※3 病床数を10で除した数又は年間入院患者数を100で除した数を超えないこと。

※4 研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があること。

現在の基幹型臨床研修病院の指定基準③

18. 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設または大学病院と連携して臨床研修を行うこと
19. 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること
20. 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が協力型臨床研修病院の指定基準に適合していること
- 21*. 将来、第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと
- 22*. 地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあった場合は、これに協力するよう努めること

*「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成23年3月24日付医政局長通知）」より

基幹型臨床研修病院の指定基準をめぐる これまでの経緯

平成16年度～

主な指定基準(協力型臨床研修病院等と**共同**で満たす)

- 臨床研修を行うために必要な症例があること
 - ・内科・外科・小児科・産婦人科・精神科の年間入院患者100人以上
- 救急医療を提供していること
- 臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること
- 指導医1人が受け持つ研修医は5人までが望ましいこと

平成22年度～

主な指定基準(基幹型臨床研修病院が**単独**で満たす)

- 臨床研修を行うために必要な症例があること
 - ・年間入院患者3,000人以上
- 救急医療を提供していること
- 臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること
- 研修医5人に対して指導医1人以上配置すること

平成24年度～

ただし、平成21年度制度見直し以前から指定を受けている年間入院患者数3000人未満の病院については、個別に訪問調査を行い、適切な指導・管理体制があり、研修医が基本的な診療能力を修得することができる**と認められる場合は、指定継続**